

情 個 審 答 申 第 1 4 号

令和8年（2026年）9月4日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）5月19日付け、情政発第35号により諮問を受けました下記の
審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年（2025年）11月25日開催の「第5回熊本市政治倫理審査会」を非公開
とする決定に関する議決資料、議事録及び委員の同意記録の文書等不開示（不存在）決定
に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 令和7年（2025年）11月21日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、市長の政治資金管理団体が政治資金報告書の献金者の住所欄に企業や団体の所在地を記載した問題に関する複数の文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 令和8年（2026年）1月5日、実施機関は、本件開示請求のうち、一部の文書について文書等開示（部分開示）決定を行ったほか、令和7年（2025年）11月25日開催の「第5回熊本市政治倫理審査会」を非公開とする決定に関する議決資料、議事録及び委員の同意記録（以下「本件文書」という。）について不存在を理由とする文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

実施機関は、その不開示決定の理由として、「議決資料」については、熊本市政治倫理審査会の会議を非公開とする手続が熊本市政治倫理条例（平成2年条例第34号）第4条第5項に基づく同意によって行われたことから存在しないことを理由とし、「議事録」については、既に会議録が熊本市ホームページで公開済みであること、「委員の同意記録」については、委員の同意があったことを会議録に記録しており、同様に公開済みであることから、条例第2条第2号アの「一般に容易に入手できるもの」に該当し開示請求の対象となる「文書等」に該当しないことを理由とした。

3 令和8年（2026年）1月7日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 熊本市が公開している第4回熊本市政治倫理審査会会議録には、次回審査会を非公開とすることについて「委員了承」との記載がある。しかしながら、この記載は回答の提案に対し異議がなかったことを示す表現にとどまり、賛否の人数や議決結果が具体的に記録されているものではない。仮に非公開とする決定に委員の一定割合の同意を要する場合には、出席委員数、賛成委員数、議決の方法などを確認できる資料が存在するのが通常であるが、本件ではこれらを確認できる文書について「不存

在」であるとしている。実際に非公開決定が行われている以上、その決定がどのような手続により行われたのかを確認できる記録が一切存在しないという説明は合理性を欠く。

したがって、意思決定に係る文書の有無について再度の調査及び文書の特定が行われるべきである。

- (2) 政治倫理審査会の非公開決定は公開原則の例外であり、その適法性及び手続の適正は、本来市民による検証が可能でなければならない。しかも、非公開開催自体については、当該審査会が既に開催済みであることを理由として事後救済が困難とされる場面がある。だからこそ、非公開決定がいかなる手続と判断に基づいて行われたのかを事後的に検証するための最小限の資料及び記録の開示が一層重要となる。少なくとも、非公開決定の手続、委員の同意の有無、その判断過程を示す最小限の記録については、発言の詳細を除外した形であっても、開示可能性を再検討すべきである。

仮に処分庁がこれらの記録を作成していない、又は保有していないと主張するのであれば、そのこと自体、公開原則の例外である非公開決定の適法性及び手続的適性の検証を著しく困難にするものであり、慎重な説明を要する。

2 実施機関の主張

- (1) 熊本市政治倫理審査会の会議を非公開とする手続が熊本市政治倫理条例第4条第5項に基づく同意によって行われたものであることから、「議決資料」が存在しない。
- (2) 「議事録」(会議録)は既に本市ホームページで公開済みであること、「委員の同意記録」は委員の同意があったことを「議事録」(会議録)に記録しており、同様に公開済みであることから、条例第2条第2号アの「一般に容易に入手できるもの」に該当し、開示請求の対象となる同号の「文書等」に該当しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 「議決資料」の不存在について

実施機関は、第5回熊本市政治倫理審査会の非公開決定は、第4回熊本市政治倫理審査会内での委員の同意によって行われたものであり、議決票等の文書による議決

は行っていないことから、該当する文書等は作成又は取得していないと主張する。

熊本市政治倫理条例第4条第5項は「審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の定数の3分の2以上の同意を要する。」と規定しているのみで、同意の方法や、その過程を文書等として作成・保存することについては、同条例上に明文規定がなく、文書等の作成を当然に要請するものとはいえない。

このことを考慮すると、当該文書等を作成又は取得していないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

したがって、「議決資料」を不存在とした実施機関の判断は、妥当である。

(2) 「議事録」及び「委員の同意記録」の不存在について

実施機関は、「議事録」及び「委員の同意記録」に該当する文書として、「第4回熊本市政治倫理審査会会議録」が該当し得るものの、条例第2条第2号アの「一般に容易に入手できるもの」に該当するため、開示請求の対象となる「文書等」(同号)に該当しないと主張する。

当審議会が見分したところ、当該会議録には、政治倫理審査会における議事の経過、委員の発言内容等が記録されており、審査請求人が開示を求めている「議事録」としての内容を備えていることを確認した。また、当該会議録の発言記録においては、会長からの「次回は非公開で会議を持ちたいと考えておりますが、いかがでしょうか。」との発言に対し、「委員了承」との記載があり、第5回熊本市政治倫理審査会を非公開で開催することについて、委員が同意した経過、すなわち委員の同意についても記録されていることを確認した。

加えて、同会議録は、本件処分時点において本市ホームページで公開されていることも併せて確認した。そうすると、同会議録は、本件処分時点では「一般に容易に入手できるもの」に該当することから、同号の「文書等」に該当しない。

その他、該当する文書等の存在を認めるに足りる事情もないことから、「議事録」及び「委員の同意記録」を不存在とした実施機関の判断は、妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 2 1 日	熊本市長から諮問（令和 8 年（2 0 2 6 年）5 月 1 9 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 2 1 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 9 月 4 日	答申案の審議を行った。